



法令解説

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について

消防庁危険物保安室

消防庁では、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第67号。以下「改正省令」という。）を、令和元年12月20日に公布しました。

改正省令は、①ガソリンの容器詰め替え販売時における本人確認等について、②セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等を用いた給油許可等について、③給油取扱所における屋外での物品販売等についての3つの内容を柱としています。また、①に関する規定については令和2年2月1日に、②及び③に関する規定については同年4月1日に施行することとしています。以下、この改正省令について御紹介します。

1 ガソリンの容器詰め替え販売時における本人確認等

(1) 改正の背景

令和元年7月18日、京都府京都市伏見区にて死者36名、負傷者34名（容疑者1名を含まず）の極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生しました。

この火災を受け、消防庁では、警察庁と連携し、令和元年7月25日に「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」（令和元年7月25日付け消防危第95号。以下「95号通知」という。）を各消防機関及び関係事業者団体宛てに発出しました。これにより、ガソリンを容器に詰め替えて販売する場合には、消防法令に適合した容器を用いて行う等、消防法令の遵守を徹底するとともに、購入者に対する身分証の確認や使用目的の問いかけ、当該販売記録の作成（以下「顧客の本人確認等」という。）及び不審者発見時の通報を行うよう要請しました。



消防によるガソリンスタンドにおける防火指導の状況
（京都市消防局提供）

95号通知を踏まえ、関係事業者には顧客の本人確認等に協力を頂いていましたが、この取組を徹底し、更に実効性を高める等の観点から、本人確認等を法令上義務付けるため、今般の改正を行うことといたしました。

(2) 改正省令の概要

改正の背景にも記述したとおり、本条については令和元年7月に発生した京都市伏見区における爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを容器に詰め替えて販売するときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行わなければならないこととするものです。

また、改正省令の公布と同日に、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」（令和元年12月20日付け消防危第197号。以下「197号通知」という。）を各消防機関及び関係事業者団体宛てに発出しました。197号通知は、顧客の本人確認等の具体的な運用方法について、以下のように示しています。

①顧客の本人確認について

(1) 本人確認は、公的機関が発行する写真付きの証明書（以下「身分証等」という。）によって行うこと。

（例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

(2) 以下のいずれかに該当する場合には、身分証等の提示を省略することができること。

- ア 既に上記（1）により本人確認が行われている顧客の場合
- イ 顧客と継続的な取引があり、当該事業所において氏名や住所を把握している場合
- ウ 当該事業所や提携する企業が発行する会員証・組合員カードなど、あらかじめ本人確認が行われていて、当該事業所において顧客を特定することができる書類が提示されている場合
- エ 顧客の所属する企業と継続的な取引があり、当該企業が発行する写真付き社員証が提示されている場合

②使用目的の確認について

使用目的の問いかけは、「農業機械器具用の燃料」、「発電機用の燃料」等の具体的な内容を確認すること。

③販売記録の作成について

販売記録には、販売日、顧客の氏名、住所及び本人確認の方法、使用目的、販売数量を記入し、1年を目安としてこれを保存すること。

また、販売記録の作成及び保存においては、個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に運用すること。



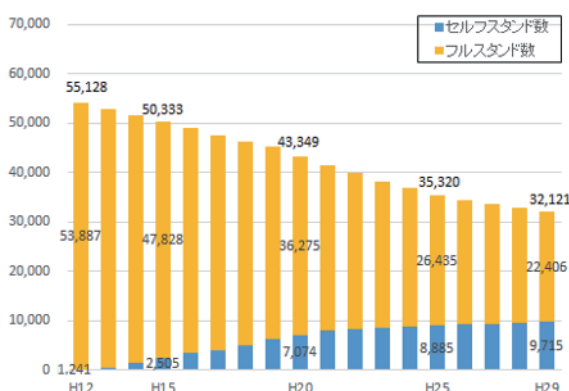
告知用ポスター

2 給油取扱所の業務の効率化・多角化

(1) 改正の背景

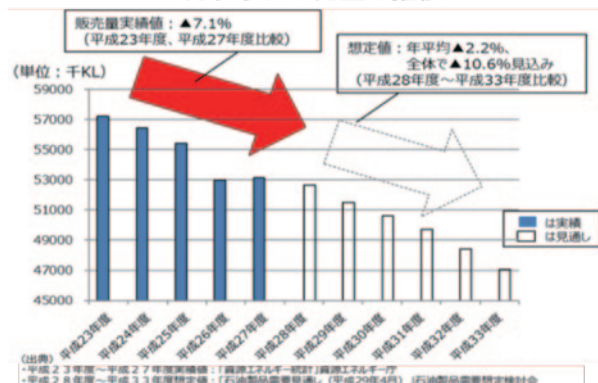
近年、過疎化や、それに伴う人手不足等により、給油取扱所の数は年々減少しており、自家用車等への給油、移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来す、いわゆる「SS過疎地」が全国的な課題になっています。このような状況を踏まえ、「エネルギー基本計画」（平成30年7月閣議決定）等において、給油取扱所における保安規制のあり方について検討することが求められており、消防庁では令和元年5月から「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」（座長：吉井博明東京経済大学名誉教授。以下「検討会」という。）を開催し、検討を進めております。

<営業用給油取扱所* 数の推移>



* 自家用の給油取扱所、船舶に給油する給油取扱所等は除く。
施設数は、完成検査済証交付施設数（廃業しているが、製造所等の用途の廃止の届出を行っていない施設が一部含まれている可能性がある。）

<ガソリン販売量の推移>



(出典) 次世代燃料供給インフラ研究会資料

そこでの検討を踏まえ、給油取扱所における業務の効率化・多角化に資するため、セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等による給油許可や、給油取扱所における屋外での物品販売等を行えるよう、今般の改正省令において併せて措置を行いました。

(2) 改正省令の概要

1) セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等を用いた給油許可等について

現在、セルフ給油取扱所においては、ガソリンの漏えいや引火等を防ぎ安全性を確保するため、顧客自らによる給油作業や灯油・軽油の容器への詰替え作業（以下「顧客の給油作業等」という。）を制御卓において監視・制御し、顧客に対し必要な指示を行うこととしています。

制御卓は一般的に屋内の事務所に設けられており、給油許可等を行うためには従業者が事務所に配置されている必要があります。そのため、給油許可等を行う従業者は同時に屋外でサービス等を提供することができず、人手不足等により従業者の確保が困難な給油取扱所にとって課題となっていました。

このことについて検討会で議論を行った結果、従来の制御卓による方法に加え、制御卓と同様の機能を有する制御装置を備えたタブレット端末等により給油許可等を行うことができるよう、今般の改正省令により措置を行いました。これにより、当該タブレット端末等をガソリンスタンド場内で携帯することによって、屋外の給油設備等の付近において、顧客の給油作業等を直接視認し必要な指示を行いながら給油許可等を行うことができるようになります。



タブレット端末による給油許可等のイメージ

2) 給油取扱所における屋外での物品販売等について

現在、給油取扱所において物品販売等の業務を行うことは、建築物の1階又は容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の2階に限り認められています。

他方で、ガソリンスタンド事業の多角化のため、車の実車展示、宅配ボックスの設置、産直物品の販売などを給油取扱所の屋外スペースにおいても行うことができるようにすべきとの要望が事業者団体等からあり、この

ことについて検討会で議論を行った結果、火災予防上の支障がない場合には、建築物の周囲の空地においても物品販売等の業務を行うことができるよう、今般の改正省令により措置を行いました。



屋外での物品販売等のイメージ

今般の改正省令を含む消防法令の遵守や危険物の適切な取扱いの徹底をお願いします。